

## アドバンス助産師ロゴマーク 使用基準

一般財団法人日本助産評価機構

### 1. 目的

一般財団法人日本助産評価機構（以下、本機構という。）は、アドバンス助産師及びその活動が広く認識され、より効果的なケアを行うことを目的として、アドバンス助産師のロゴマーク（以下、ロゴマークという。）を作成しました。アドバンス助産師ロゴマーク使用基準は、ロゴマークの使用に関して、適切な使用を確保し、また、アドバンス助産師の活動を推進するために、遵守していただく基準を定めたものです。なお、アドバンス助産師とは、助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）<sup>®</sup>（以下 CLoCMiP<sup>®</sup>）のレベルⅢに到達していることを本機構より認証を受けた助産師のことを指します。

### 2. 使用範囲

本機構は、ロゴマークの使用範囲について以下のとおり定めます。その他の使用については、別途検討しますので、本機構へご連絡ください。

- 1) アドバンス助産師が身につけるものに貼付する。
- 2) アドバンス助産師の名刺に掲載する。
- 3) CLoCMiP<sup>®</sup>研修、アドバンス助産師の活動報告会における資料等に印刷する。
- 4) その他、アドバンス助産師に関連する活動に使用する。

### 3. 使用申請

ロゴマークの著作権は本機構にあります。ロゴマークを使用する場合は、事前に「日本助産評価機構 アドバンス助産師ロゴマーク使用承認申請書」（様式 1）を本機構へ提出してください。申請書を提出する際は、ロゴマークの使用に関する企画書（様式自由）を添付してください。

下記の場合には申請を不要とします。

- 1) 本機構が使用する場合
- 2) 日本助産実践能力推進協議会（日本看護協会、日本助産師会、日本助産学会、全国助産師教育協議会）が使用する場合

### 4. 使用承認

本機構は、提出された申請書を審査の上、使用を承認するものについては、「日本助産評価機構 アドバンス助産師ロゴマーク使用承認書（以下承認書）」（様式 2）を発行します。なお、その際、条件を付すことがあります。その場合には条件に従ってロゴマークを使用してください。

## 5. 使用報告

ロゴマークを使用した物件を使用、あるいは製作した場合は、「日本助産評価機構 アドバンス助産師ロゴマーク使用報告書」(様式 3)を6カ月以内に本機構へ提出してください。なお、日本助産実践能力推進協議会がロゴマークを使用した際も、「日本助産評価機構 アドバンス助産師ロゴマーク使用報告書」(様式 3)を6カ月以内に本機構へ提出してください。

## 6. 規格

本機構は、ロゴマークの規格について以下のとおり定めます。「アドバンス助産師/Advanced Midwife」および本ロゴマークは、当機構の登録商標です。



### 1) 構成

アドバンス助産師ロゴマークは、ロゴ部とマーク部よりなります。

### 2) 各部位の配色

- ① 「Advanced Midwife」ロゴ部：オレンジ (C 9%、M 79%、Y 88%、K 0%/RGB eb6626)
- ② 赤ちゃんマーク部：オレンジ (C 9%、M 79%、Y 88%、K 0%/RGB eb6626)
- ③ 掌マーク部：グレーA (C 59%、M 47%、Y 44%、K 0%)
- ④ そのほかのロゴ部 (枠線含む)：グレーB (C 71%、M 64%、Y 61%、K 15%)
- ⑤ 背景：白

### 3) ロゴマークのサイズ

規格：楕円の長径は 132.306mm、短径は 113.28mmとします。

## 7. 使用方法

ロゴマークを使用する場合は、次の事項を遵守してください。

- 1) ロゴマークについては、本機構が提供するデータをもとに使用してください。
- 2) ロゴマークのサイズは、定められた規格に従って拡大、縮小して使用してください。規格からデザインを選択使用し、ロゴマークの変形、指定外の配色をすることはできません。
- 3) ロゴ部とマーク部は個別に表示せず、ロゴマークとして一体で表示してください。
- 4) アドバンス助産師、あるいはアドバンス助産師の活動の広報に寄与するために使用してください。
- 5) 本機構で承認された場合を除き、営利目的、販売目的での使用はできません。
- 6) 使用にあたっては、本機構、日本助産実践能力推進協議会及びアドバンス助産師の品位と信用を傷つけないようにしてください。
- 7) ロゴマークを使用できる例を次に示します。次項の留意点とあわせ適切な使用をお願いします。
  - ① アドバンス助産師の名札、CLOCMiP®研修及び報告書等の資料
  - ② アドバンス助産師の名刺等
  - ③ アドバンス助産師が着用する腕章
  - ④ アドバンス助産師が着用するユニフォーム

## 8. データの使用及び管理方法

- 1) ロゴマークを使用する物件を作製する際は、本機構から提供されるデータをもとに使用してください。
- 2) 外部の業者にデータを提供する場合、上記 6.～7. が遵守されるよう配慮してください。

## 9. 承認の取り消し

使用承認時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合、または、この使用基準を遵守せずに使用した場合等については、ロゴマークの使用承認を取り消します。また、必要な場合には使用物件の回収を求める等の厳正な措置をとるものとします。

## 10. 無断使用

本機構の承認を受けないでロゴマークが使用された場合、使用物件の回収を求める等の厳正な措置をとるものとします。

## 11. 使用基準遵守の義務

ロゴマークを使用するものは、信義に従い、誠実にこの使用基準を遵守しなければならないものとします。

## 12. 使用に起因する問題

ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに本機構に報告するとともに、速やかに責任を持って対処しなければならないものとし、本機構は一切の責任を負いません。

## 13. 係争に発展した場合

- 1) この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、本機構と使用者が協議して定めるものとします。
- 2) 本ロゴマークの使用に起因する係争が生じた場合、本機構と使用者は協議の上、対応を行うこととします。

## 14. 連絡窓口

ロゴマークの使用について不明な点がございましたら、日本助産評価機構事務局までご連絡ください。

一般財団法人日本助産評価機構事務局

住所：〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

TEL:03-5844-6110(Office Hour: 9:30-17:00 月～金 土日祝除く)

メール:jime@josan-hyoka.jp

以上